

(常任委員会の設置)

第1条 議会に常任委員会を置く。

(常任委員の所属ならびに常任委員会の名称、委員の定数および所管)

第2条 議員は、それぞれ一の常任委員となるものとする。

2 常任委員会の名称、委員の定数および所管は、次のとおりとする。

(1) 総務常任委員会 9人

- ア 企画部の所管に属する事項
- イ 総務部の所管に属する事項
- ウ 財務部の所管に属する事項
- エ 競輪事業部の所管に属する事項
- オ 戸井支所(地域振興課に限る。)の所管に属する事項
- カ 恵山支所(地域振興課に限る。)の所管に属する事項
- キ 楸法華支所(地域振興課に限る。)の所管に属する事項
- ク 南茅部支所(地域振興課に限る。)の所管に属する事項
- ケ 会計管理者の所管に属する事項
- コ 消防本部の所管に属する事項
- サ 教育委員会の所管に属する事項
- シ 選挙管理委員会の所管に属する事項
- ス 公平委員会の所管に属する事項
- セ 監査委員の所管に属する事項
- ソ 固定資産評価審査委員会の所管に属する事項
- タ 他の常任委員会の所管に属しない事項

(2) 経済建設常任委員会 9人

- ア 経済部の所管に属する事項
- イ 観光部の所管に属する事項
- ウ 農林水産部の所管に属する事項
- エ 土木部の所管に属する事項
- オ 都市建設部の所管に属する事項
- カ 港湾空港部の所管に属する事項
- キ 戸井支所(産業建設課に限る。)の所管に属する事項
- ク 恵山支所(産業建設課に限る。)の所管に属する事項
- ケ 楸法華支所(産業建設課に限る。)の所管に属する事項
- コ 南茅部支所(産業建設課に限る。)の所管に属する事項
- サ 企業局の所管に属する事項
- シ 農業委員会の所管に属する事項

(3) 民生常任委員会 9人

- ア 市民部の所管に属する事項
- イ 保健福祉部の所管に属する事項
- ウ 子ども未来部の所管に属する事項
- エ 環境部の所管に属する事項
- オ 戸井支所(市民福祉課に限る。)の所管に属する事項
- カ 恵山支所(市民福祉課に限る。)の所管に属する事項
- キ 楸法華支所(市民福祉課に限る。)の所管に属する事項
- ク 南茅部支所(市民福祉課に限る。)の所管に属する事項
- ケ 病院局の所管に属する事項

(常任委員の任期)

第3条 常任委員の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 任期満了による常任委員の改選は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。この場合において、前任者の任期は、前項本文の規定にかかわらず、後任者が選任される時までとする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 議会運営委員会の委員の定数は、7人とする。

3 前項の委員の任期については、前条の規定を準用する。

(特別委員会の設置等)

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

3 特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

(委員の選任)

第6条 常任委員、議会運営委員および特別委員(以下「委員」という。)の選任は、議長の指名による。

2 議長は、委員の選任事由が生じたとき、速やかに選任する。

3 議長は、常任委員の申出があるときは、当該委員の委員会の所属を変更することができる。

4 前項の規定により所属を変更した常任委員の任期は、第3条第3項の例による。

(委員長および副委員長)

第7条 常任委員会、議会運営委員会および特別委員会(以下「委員会」という。)に委員長および副委員長1人を置く。ただし、特別委員会には必要があるときは、副委員長2人を置くことができる。

2 委員長および副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長および副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長および副委員長がともにいないときの互選)

第8条 委員長および副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時および場所を決めて委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。

(委員長の職務)

第9条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第10条 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。

2 委員長および副委員長とともに事故あるときは年長の委員がその職務を行う。

(委員長および副委員長の辞任)

第11条 委員長および副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を得なければならない。

(委員の辞任)

第12条 委員が辞任しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の4分の1以上の者から審査または調査すべき事件を示して招集の請求があつたときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(開催の特例)

第13条の2 委員長は、重大な感染症のまん延防止措置の観点からまたは大規模な災害等の発生により委員会の開催場所への委員の参集が困難と認める場合は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下「オンライン」という。)を活用した委員会を開催することができる。

2 前項の場合において、委員は、委員会にオンラインによる参加を希望するときは、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。

3 前項の許可を得て委員会に参加した委員がある場合における次条、第15条第1項および第28条第1項の規定の適用については、当該委員は、委員会に出席したものとみなす。

4 オンラインを活用した委員会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、第16条の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わることができない。

(委員長および委員の除斥)

第16条 委員長および委員は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第117条の規定による事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があつたときは、会議に出席し発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、次条第1項の規定により秘密会とする場合を除き、これを公開する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 前項の発議は、討論を用いないでその可否を決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査または調査のため法第121条の規定による者の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(議事妨害および離席の禁止)

第20条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる行為をしてはならない。

2 委員および関係者は、会議中みだりに離席してはならない。

(公聴会開催の手續)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

2 前項の承認をしたときは、議長は、その日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由および案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者および学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者およびその他の者のうちから、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者のうちに、その案件に対して、賛成者および反対者があるときは、一方にかたよらないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、または公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し、または退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人または文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、または文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第27条 委員会が参考人の出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所および意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

3 参考人については、前3条の規定を準用する。

(記録)

第28条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を調整させる。

2 前項の記録は、電磁的記録によることができる。

3 前2項の記録は、議長が保管する。

(会議規則との関係)

第29条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、函館市議会会議規則の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和32年12月25日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38年10月9日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年8月2日から適用する。

附 則(昭和46年10月27日条例第22号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の際、現に次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員の職にある者は、この条例施行後引き続き同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の職に指名されたものとし、同表の左欄に掲げる常任委員会の委員長および副委員長の職にある者については、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長および副委員長に互選されたものとみなし、それぞれ在任するものとする。

左欄	右欄
総務教育常任委員会	総務常任委員会

経済交通常任委員会	経済常任委員会
工営港湾常任委員会	建設常任委員会
厚生消防常任委員会	民生常任委員会

附 則(昭和48年12月1日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年7月24日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年8月31日条例第47号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月19日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年6月2日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年8月1日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年8月30日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年10月31日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年1月8日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月10日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年4月9日条例第6号)

この条例は、函館市住居表示審議会条例の一部を改正する条例(昭和60年函館市条例第7号)の施行の日から施行する。

(昭和60年規則第16号で、昭和60年4月10日から施行)

附 則(昭和60年5月29日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日条例第3号)

この条例は、函館市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和61年函館市条例第4号)の施行の日から施行する。

(昭和61年規則第4号で、昭和61年4月1日から施行)

附 則(昭和61年4月10日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年12月26日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1号の改正規定は、函館市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和61年函館市条例第40号)の施行の日から施行する。

(ただし書に規定する規定は、昭和62年規則第14号で、昭和62年4月1日から施行)

附 則(昭和62年3月27日条例第3号)

この条例は、函館市議会議員定数減少条例の一部を改正する条例(昭和61年函館市条例第19号)の施行の日以後最初の常任委員の選任に係る議会の招集日から施行する。

(昭和62年5月26日から施行)

附 則(昭和63年12月21日条例第27号)

この条例は、函館市事務分掌条例の一部を改正する条例(昭和63年函館市条例第28号)の施行の日から施行する。

(平成元年規則第9号で、平成元年4月1日から施行)

附 則(平成元年4月11日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成2年5月25日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年5月22日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年7月10日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成4年12月17日条例第37号)

この条例は、函館市事務分掌条例(平成4年函館市条例第39号)の施行の日から施行する。

(平成5年規則第12号で、平成5年4月1日から施行)

附 則(平成5年6月22日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年12月22日条例第32号)

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年5月25日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年12月6日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年4月11日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月19日条例第6号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成10年5月15日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年7月15日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年3月17日条例第6号)

この条例は、函館市議会議員定数減少条例の一部を改正する条例(平成10年函館市条例第35号)の施行の日以後最初の常任委員の選任に係る議会の招集日から施行する。

(平成11年5月24日から施行)

附 則(平成11年5月24日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年12月8日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年3月28日条例第5号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年5月28日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年12月19日条例第46号)

この条例は、函館市議会議員定数条例(平成14年函館市条例第33号)の施行の日以後最初の常任委員の選任に係る議会の招集日から施行する。

(平成15年5月15日から施行)

附 則(平成15年3月20日条例第3号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年12月6日条例第139号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年5月26日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年2月24日条例第2号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月6日条例第68号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年3月22日条例第5号)

この条例は、平成19年5月2日から施行する。ただし、第2条第1号ケの改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月21日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月24日条例第2号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月26日条例第2号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年6月29日条例第41号)

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の起算日から施行する。

附 則(平成23年3月22日条例第2号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年5月23日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第3号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の函館市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)の規定により設置された民生常任委員会の委員、委員長または副委員長の職にある者は、それぞれ、改正後の函館市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)の規定により民生常任委員会の委員、委員長または副委員長に選任さ

れ、または互選されたものとみなし、その委員の任期は、改正後の条例第3条第1項の規定にかかわらず、改正前の条例の規定による常任委員の任期満了の日までとする。

- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により設置された各常任委員会において審査または調査を継続している事件は、改正後の条例の規定により、それぞれ当該事件を所管することとなる各常任委員会に付議されたものとみなす。

附 則(平成24年12月18日条例第55号)

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)中地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条の改正規定、第109条の2を削る改正規定ならびに第110条および第111条の改正規定の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則(平成26年3月26日条例第5号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成29年6月13日条例第42号)

この条例は、次の一般選挙により選挙された議員の任期の起算日から施行する。

附 則(平成29年9月1日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月17日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。